

## 第 9 2 号議案

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

国民健康保険税の税率等を見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険税条例（昭和35年4月府中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「100分の4.69」を「100分の4.75」に改める。

第5条中「23,320円」を「23,720円」に改める。

第5条の2中「100分の1.45」を「100分の1.48」に改める。

第5条の3中「7,140円」を「7,440円」に改める。

第5条の4中「100分の1.52」を「100分の1.55」に改める。

第5条の5中「9,540円」を「9,840円」に改める。

第11条中「58万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、

同項第1号ア中「16,324円」を「16,604円」に改め、同号イ中「4,998円」を「5,208円」に改め、同号ウ中「6,678円」を「6,888円」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に、「特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を「特定同一世帯所属者」に改め、同号ア中「11,660円」を「11,860円」に改め、同号イ中「3,570円」を「3,720円」に改め、同号ウ中「4,770円」を「4,920円」に改め、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「4,664円」を「4,744円」に改め、同号イ中「1,428円」を「1,488円」に改め、同号ウ中「1,908円」を「1,968円」に改める。

付則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に改め、「とする。）」の次に「及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

付則第4項中「、「及び山林所得金額並びに」を「「及び山林所得金額並びに」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、「第35条の3第1項」を加え、「若しくは」を「若しくは」に改める。

付則第5項中「第35条の2第1項」の次に「、「第35条の3第1項」を加える。

付則第9項中「、「及び」を「「及び」に、「若しくは」を「若しくは」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第4項の改正規定(「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える部分を除く。)及び付則第9項の改正規定 公布の日

(2) 第11条第1号の改正規定(同号ア、イ及びウに係る部分を除く。)、同条第2号の改正規定(同号ア、イ及びウに係る部分を除く。)及び同条第3号の改正規定(同号ア、イ及びウに係る部分を除く。)並びに付則第2項の改正規定、付則第4項の改正規定(「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える部分に限る。)及び付則第5項の改正規定並びに次項の規定  
令和3年1月1日

(適用区分)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。